

別表1（第2条関係）

対象設備	補助対象要件
太陽光発電システム	住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連結し、かつ、太陽電池の最大出力（対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力。なお、日本工業規格を基準としているが、IEC等の国際規格も可とする。）の合計値（kw表示とし、少数点以下第3位を切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10kw未満の太陽光発電システムであること
HEMS	「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること
定置用リチウムイオン蓄電池	<p>（1）国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること</p> <p>（2）太陽光発電システムと接続して設置すること</p>